

熊本県林道事業補助要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「交付要項」という。）により林道事業に要する経費に対し県が行う補助等に関する取扱いについて定めるものとする。

(事業実施計画の承認申請及び内容等の変更)

第2条 林道事業の補助等を受けようとする市町村長は、交付要項第3条に定める承認申請書に事業実施計画書（別記様式1）を添えて前年度の8月31日までに提出するものとする。

ただし、単県林道事業、現年林道災害復旧事業、過年林道災害復旧事業にあっては、別に定めるところによる。

2 知事は、前項の承認申請書の提出があった場合、これを審査し、事業の実施について林野庁長官等の承認を必要とする事業にあっては、その承認が得られており、かつ、予算の範囲内において事業を実施することが適当と認められるときはこれを承認し、その旨を市町村長に通知（別記様式2）するものとする。

3 市町村長は、前項の通知を受けた後、実施計画の内容の重要な変更（交付要項別表の林道事業に係る重要な変更欄に掲げる変更）をしようとするときは、交付要項第5条により行うものとする。

(交付申請)

第3条 交付要項第6条の交付申請に添付する事業計画書の様式は、別記様式3とする。

2 現年林道災害復旧事業の査定用設計委託費の補助に係る補助金の交付を申請する場合、交付要項第19条に基づき書類を提出するとともに、次の書類を添付するものとする。

(1) 事業の内容及び経費の配分（別記様式3）

(2) 林道施設災害復旧事業査定用委託費実績調書等（別記様式4）

(3) 委託契約書

(4) その他支出証拠書類等

(事業の補助金等交付決定前着手)

第4条 交付要項第9条の承認を受けようとする場合、別記様式5を提出するものとする。

ただし、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号）の適用を受ける事業については、同要領に定める交付決定前着手届を併せて提出するものとする。

2 森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）の適用を受ける事業については、交付要項第9条の補助金等交付決定前着手は適用しない。

- 3 広域本部長又は地域振興局長は、前1項の規定に基づく申請書の提出があったときは内容を審査し、適当と認められるときはこれを承認し、その旨を市町村長に通知（別記様式6）するものとする。

（工事の着工及び完成報告）

- 第5条 市町村長は、工事に着工し、又は完了したときは遅滞なく知事に交付要項第11条の工事着工報告書または工事完成報告書を提出するものとする。

（進捗状況報告）

- 第6条 市町村長は、毎月3日までに前月の工事進捗状況を広域本部長又は地域振興局長に報告（別記様式7）するものとする。

（補助金等の概算払請求）

- 第7条 交付要項第15条第2項の概算払請求書には、請求金額内訳表（別記様式8）を添付するものとする。

（確認検査）

- 第8条 完了届の提出を受けた広域本部長又は地域振興局長は、熊本県農林水産部所管補助工事等検査規程取扱要領第2の規定に基づきしゅん工確認検査を行うものとする。

（実績報告）

- 第9条 交付要項第13条の実績報告書には、次の書類を添付するものとする。
- （1）事業実績書（別記様式3）
 - （2）当初契約書の写し、変更契約書の写し
 - （3）最終設計書

（路線全体計画の変更）

- 第10条 市町村長は、事業実施にあたり路線全体計画について、別表に掲げる重要な部分の変更を行う必要が生じたときは、その理由及び内容を記載した変更理由書を添付し、あらかじめ知事に協議（別記様式9）するものとする。
- 2 知事は、前項の協議があったときは内容を審査し、また、林野庁長官等に協議を要するものはその協議を行い、結果を市町村長に通知（別記様式10）するものとする。

（工期延期の協議）

- 第11条 市町村長は、繰越承認を得ている工事について、工事完了予定日を越え施工を行う必要が生じたときは、あらかじめ協議（別記様式11）するものとする。
- 2 広域本部長又は地域振興局長は、前項の協議があったときは内容を審査し、別に示す事業毎の事業完了予定日の期間内で、かつ適当と認められるときは、その結果を市町村長に通知（別記様式12）するものとし、事業完了予定日を越える協議については農林水産部長へ進達するものとする。
- 3 農林水産部長は、前項の進達があったときは農林水産大臣に協議のうえ、その結果を市町村長に通知（別記様式13）するものとする。

- 4 広域本部長又は地域振興局長は、前2項の通知を行った際には、農林水産部長に報告（別記様式14）するものとする。

（財産の処分の制限）

第12条 交付要項第17条の財産処分制限期間は、次のとおりとする。

- （1）補助事業により開設した林道については、補助金等の交付翌年度から起算して8年間とする。
- （2）補助事業により取得した財産（1件当たりの取得価格50万円以上の機械及び器具に限る。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間、大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が別に定める期間とする。
- 2 市町村長は、前項の期間内に施設を転用し、若しくは用途変更し、又は補助金等の目的を達成することが困難となると思料されるとき、財産を補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。この場合において知事は、補助金等額に相当する額の全部又は一部を納付させることがある。

（雑則）

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、昭和60年 4月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年 5月 9日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年 8月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 7月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年12月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 4月 2日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

路線全体計画の重要な変更を要する事項（第10条第1項関係）

- （１）林道の区分の変更
- （２）利用区域内森林面積及び蓄積の変更（開設効果指数の変更を含む。ただし、地域森林計画の樹立又は変更に伴う数値の変更は除く。）
- （３）開設予定路線の起点及び終点の変更
- （４）全体計画延長の30パーセントを超える増減
- （５）車道幅員の変更
- （６）トンネル、長大の橋りょう又は片栈橋（おおむね50メートル以上）、ロックシェッド等の特殊構造物の新設又は廃止
- （７）全体計画事業費の30パーセントを超える増減
- （８）全体計画期間の延長に係る変更
- （９）その他必要があるとき

※上記のうち、(1)(2)(3)(4)(7)(9)は林野庁長官等に協議を要するもの

別記様式 1（要領第 2 条第 1 項関係）

年度

事業実施計画書

路線名 （施設名）	区分	施行主体	幅員 （m）	延長 （m）	事業費 （千円）	補助率 （％）	補助金 （千円）

添付書類

- 1 実態調書
- 2 位置図
- 3 写真

（注） 「区分」欄には、国の事業における区分を記入する。
（例：育成林整備、機能回復整備、幹線、その他、・・・）

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

年度 事業計画承認及び補助金等予定額の通知について
(通知)
年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度 事業
計画については、下記のとおり事業を承認し、補助金等予定額を通知します。
なお、補助金等交付申請書は 年 月 日までに提出していただくよう願ひし
ます。

記

区分	路線名 (施設名)	施行主体	幅員 (m)	延長 (m)	事業費 (千円)	補助率 (%)	補助金 (千円)

事業の内容及び経費の配分

（（変更）事業計画書）
（事業成績書）
（林道事業）

路線名 (施設名)	箇所 番号	施行 主体	直営 請負	幅員	延長	事業費	事業費内訳						補助 率	補助金額	施行主体 負担額	利用区域			工期	主な工種数量	備考
							請負対象額		測量及び 試験費	立木補償費	工事雑費	事務雑費				面積	蓄積	林業 効果指数			
							本工事費	付帯工事費													
				m	m	円	円	円	円	円	円	円	%	円	円	h a	m3				
合 計																					
事業完了（完了予定）年月日				年 月 日																	

- （注）
- 1 「幅員」欄には、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野第107号林野庁長官通達）に定める車道幅員と路肩幅員を加えたものを記入する。

2 利用区域の「面積」及び「蓄積」欄における国有林又は官行造林地の記入方法は、国有林は（ ）書き、官行造林は（（ ））書きとし、いずれも内数とする。

3 市町村営林道改良事業及び林道施設災害復旧事業については、採択された箇所番号ごとに記入することとし、市町村営林道改良事業は「備考」欄に事業の種類を箇所ごとに記入する。

4 単県林道事業については、事業の種類を「備考」欄に記入し、利用区域の欄は記入する必要はない。

5 「工期」欄には、事業計画書の場合は予定工期を、事業成績書の場合は実施着工及び竣工日を記入する。

6 「事業完了（完了予定）年月日」欄は、事業計画書の場合は「事業完了予定年月日」を記入し、事業成績書の場合は「事業完了年月日」を記入する。

7 事業計画書の場合は、補助金額の算出根拠となる資料を添付すること。

林道施設災害復旧事業査定用委託費実績調書

（市町村名）

決定事業費 規模別区分	査定決定事業費	決定事業費 × 率 A	委託費等 実支出額 B	補助対象額 （A又はBのいずれか低い額） C	備 考
	円	円	円	円	
100万円以下					
100万円を越え 500万円以下					
500万円を越え 1,000万円以下					
1,000万円を越え 3,000万円以下					
3,000万円を越え10,000 万円以下					
10,000万円を越えるもの					
合 計					

別記様式 4 の 2（要領第 3 条第 2 項（2）関係）
林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等及び事業費内訳

（市町村名）

（単位：円）

委託契約 年月日	設計委託費 (実支出額) A	控除額 B	差し引き 実支出額 (A－B) C	路線名	箇所番号	申請事業費	決定事業費	災害年月日	備考
					細計				
					細計				
					細計				
					細計				
					細計				
					細計				
小 計				路線	箇所				
合 計				路線	箇所				

- （注） 1 本表は委託契約毎に作成し、当該委託契約に係る「路線名」等を記載し、委託契約毎に細計をとる。
2 「委託契約年月日」欄には、委託契約年月日の上段に「（当初契約）」、「（変更契約）」の別を記載する。
3 変更契約の場合、「設計委託費」欄に増減（△）額を記載する。
4 査定申請外箇所が含まれる場合、査定申請延長が委託延長より短い場合等は、「設計委託費控除額算出表（別記様式 4 の 3）」を添付するものとする。

別記様式 4 の 3 （要領第 3 条第 2 項（2）関係）

設計委託費（実支出額）控除額算出表

（市町村名）

（単位：円）

整理 番号	委託契約年月日	委託契約額 （実支出額）	委託設計額 B	査定申請外の 委託設計額 C	控除額 （ $A - A / B \times C$ ）	備考
合計						

（注） 1 本表は委託契約毎に作成するものとする。

2 「査定申請外の委託設計額」欄の算出に際しては、算出根拠資料を添付すること。

別記様式 5（要領第 4 条第 1 項関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所
(補助事業者)
氏名

年 事業補助金交付決定前着工承認申請書

年 事業について、下記の理由により着工したいので、熊本県林道事業補助要領第 5 の 1 の規定により申請します。

記

- 1 着工の理由
- 2 着工計画 別紙箇所別調書のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 予算書の写し
 - (2) 工事箇所別調書
 - (3) 実施設計書

工 事 箇 所 別 調 書

発 生 年	工事箇所			施行主体	査定決定事業費 (又は計画事業費)		実施事業費		着工予定年月日
	市町村	路線名	箇所 番号		延長 (m)	事業費 (円)	延長 (m)	事業費 (円)	

(注) 1 「計画事業費」については、事業実施計画承認申請書に記載の数量を記載する。

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

年 事業補助金交付決定前着工承認について
(通知)

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年
事業補助金交付決定前着工については、下記のとおり条件を付して承認します。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に天災地変等の事由によって、実施した林道施設災害復旧事業に損失を生じた場合は、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定通知を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても異議がないこと。

〇〇広域本部長 様
(又は〇〇地域振興局長 様)

市町村長

年度市町村営林道事業進捗状況報告(月分)

(単位:円)

事業区分	路線名	事業費	本工事費							補償費		備考
			(開設延長) 舗装延長	契約日 (契約予定)	工期(始期) (終期)	契約額	出来高額	進捗 (%)	支払済額	請負者	契約額	
〇〇年度 市町村営〇〇		0 0 0	(0.00)		始 終 変	0	0	0	0 0		-	
		0 0 0	(0.00)		始 終 変	0	0	0	0 0		-	
	事業計	0 0 0	(0) 0 0			0 0 0	0 0 0		0 0 0		-	
〇〇年度 単県		0 0 0	(0.00)		始 終 変	0	0	0	0 0			
		0 0 0	(0.00)			0 0 0	0		0 0 0			
	事業計	0 0 0	(0.00) 0.00			0 0 0	0		0 0 0			
〇〇年度 林道施設災害 復旧事業		0 0 0	(0.00)		始 終 変	0	0	0	0 0			
		0 0 0	(0.00)		始 終 変		0	0	0 0			
		0 0 0	(0.00)		始 終 変	0	0	0	0 0			
		0 0 0	(0.00)		始 終 変		0	0	0 0			
		0 0 0	(0.00)		始 終 変	0	0	0	0 0			
	事業計	0 0 0	(0.00) 0.00			0 0 0	0 0 0		0 0 0			
合計												

- (注) 1 事業区分は、現年、繰越、事業別に区分して記入し、必ず計をとること。
 2 市町村営林道事業(市町村単独事業を除く)、災害復旧事業、美しい森林づくり交付金事業の全てについて記入すること。
 3 金額を記入する欄には、上段:全体、中段:年度内、下段:繰越分を記入すること。
 4 契約の変更をした場合は、上書きで修正すること。

上段:全体
中段:年度内
下段:繰越分

別記様式 8 (要領第 7 条関係)

請求金額内訳表

[illegible]

別記様式 9（要領第 10 条第 1 項関係）

第 年 月 日

熊本県知事 様

住所
(補助事業者)
氏名

路線全体計画の変更について（協議）

森林〇〇道〇〇線について、路線全体計画を変更したいので、熊本県林道事業補助要領
第 11 の 1 の規定に基づき、別紙のとおり関係資料を添えて協議します。

林道事業計画の重要な変更の協議について

- 事業名 :
- 路線名 :
- 施工主体 :
- 協議の種類 :

区分	実施計画	変更計画

- 変更理由

- 添付資料 : 計画平面図、位置図、実態調書、写真、その他

別記様式 10（要領第 10 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

路線全体計画の変更について

年 月 日付け 第 号で協議のあった 森林〇〇道 〇〇線の
路線全体計画の変更について、協議のとおり承認します。

第 号
年 月 日

熊本県知事 様
住所
(補助事業者)
氏名

年度（繰越） 事業の工期延期について

年 月 日付け 第 号で承認のあったこのことについて、下記のとおり工期延期の必要が生じたので、熊本県林道事業補助要領第 1 1 の規定に基づき協議します。

記

- 1 路 線 名
- 2 現 工 期 年 月 日～ 年 月 日
- 3 変更後工期 年 月 日～ 年 月 日
- 4 変 更 理 由

第 号
年 月 日

様

広域本部長（又は地域振興局長）

年度（繰越）

事業の工期延期

について

年 月 日付け 第 号で協議のあったこのことについて、〇〇〇
〇〇〇〇します。

第 号
年 月 日

様

農林水産部長

年度（繰越） 事業の工期延期
について

年 月 日付け 第 号で協議のあったこのことについて、〇〇〇
〇〇〇〇します。

第 号
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部長（又は地域振興局長）

年度（繰越） 事業に係る工期延期について（報告）

このことについて、下記のとおり延期しましたので、報告します。

記

- 1 事業箇所
- 2 工期延期理由
- 3 事業完了予定年月日
変更前 年 月 日
変更後 年 月 日